令和2年(行ウ)第16号住民訴訟事件 原告 小林美知ほか 被告 町田市長

令和5年8月18日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

## 原告準備書面(26)

1 まちだ市民クラブの年度末の事務機器(パソコン等)の購入について

まちだ市民クラブは、平成27年の年度末(同28年3月末)におこなったパソコン等の購入について、今回提出の同会派準備書面(9)において、「使用中に煙が出た」(戸塚議員)とか、「不具合が生じるようになり政務にも支障が生じていた」(小関議員)など理由で購入をおこなった、との主張をおこなっている。

しかしながら、上記の主張は同会派の従前の主張とは明らかに内容を異にしている。 すなわち、同会派は準備書面(5)41~42頁では以下のように主張していた。

「パソコンや携帯電話などの機器を、古くなったという理由で買い替える場合、ある日突然『古くなる』という現象が起こるのではなく、長期にわたって使用する中で、『そろそろ古くなったから買い替えよう』と考え始め、何かのきっかけ(例えばボーナスを受け取ったとか、新機種が発売されたとか、欲しい機器がセールで安くなったとか)があったときに買い替えることが多い」

「年度末を迎えた際に、会派全体において未消化の政務活動費があるため、上記複数 の議員が、せっかくなら、これを機会に当該事務機器を新調することを一斉に決意し

## たとしても、何ら不自然ではない」

これらの主張では、差し迫った購入(買い替え)の必要性が存在しなかったことが前提とされている。同会派は準備書面(1)45頁でも、

「年度末の時期に、現在使用している機器が老朽化したため買換えを検討しており、かつ、未消化の活動費があるため、これを機会に買い替えを行い、新たな機器で新年度を迎えるというのは自然である」

と主張していた。同会派の準備書面(7)36頁においても、2人の議員のパソコン購入については、

「それまで使用したパソコンが古くなってきていたことから、ノートパソコンを新調 し (た)」

という主張にとどまっていた。

以上のように、同会派は、従前の書面では、今回提出の準備書面(9)における主張とは異なる主張をおこなっていたのである。仮に、同会派が準備書面(9)において主張しているような、「煙が出た」とか「政務に支障が生じた」などの事実があったのであれば、同会派の答弁のなかで真っ先にその点を主張したはずであるのに、結審の直前に至るまでそうした主張をおこなわなかったという経緯に照らせば、同会派が今回始めた新たな主張の信ぴょう性を疑わせるに十分であると言うほかない。

ノートパソコンから「煙が出る」ということは極めて稀有な出来事であり、火災にもつながりかねない重大事故ともいえる。仮に、そのような事象が起きたのであれば、当該ノートパソコンは二度と稼働させなられないはずである。使用者は直ちに新しいノートパソコンを購入しなければならず、家電量販店に走り込む(あるいはネットで新しいパソコンを注文する)はずである。ところが、同会派の主張からは、そうした切迫した状況が全く感じられない。

小関議員の従前のノートパソコンの「電源が入りにくい」という主張についても、 具体的にどのような状況を意味しているのかは不明である。「電源が入らない」と いう故障であれば買い替えの必要があると言えるが、「(電源が)入りにくい」とい うのだけであれば買い替えの必要を直ちに意味しない。同議員は、「電源が入りに くい」ということで「政務にも支障を生じた」というが、具体的にどのような支障 を生じたのかは陳述書(丙D65)でも全く明らかではない。 さらに、買い替えを強いるような事情が年度末に立て続けに起きる、というのも 通常では極めて考えにくい。複数の議員が使うパソコンが同時期にそろって故障し、 そろって購入する、ということが果たして起こり得るであろうか。しかも、それが 年度末に起こる、というのはもはや偶然とは言い難い事態である。

なお、河辺議員がレーザープリンターを購入した経緯についても、同会派は「2019(平成31)年のラグビーワールドカップ日本大会の活動」において「大量のカラー刷りの会議資料などを素早く印刷する必要があった」などと主張している(同会派準備書面(7)36頁)が、同議員がラグビーワールドカップに関する会議資料を同議員が大量に印刷していた経緯は何ら主張立証されていないし、従前の複合機では対応できなかった事情についても全く具体的に述べられていない。同議員が購入したレーザープリンターは、会派室ではなく河辺議員の事務所(兼自宅)に設置された。こうした経緯に照らしても、従前の複合機を買い替える必要が生じておこなわれた購入でないことは明らかである。同会派による購入した機器の管理(甲227)が極めて杜撰であることはすでに従前の準備書面で述べたが、レーザープリンターの購入に関しても、「会派として」の活動のための購入の必要性を検討した形跡は全くうかがえない。

以上